

	<b>電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金の誤支給について</b>
と き	4月4日(木)発表
と ころ	練馬区役所(豊玉北6-12-1)
<p>練馬区において、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金の誤支給があったことが判明しました。</p> <p>システム構築・運用を事業者に委託していたところ、当該事業者がシステム上不支給とする判定日を誤ったため、給付金(プッシュ型給付)対象世帯のうち、死亡した単身世帯244件に対して総額1,708万円を誤って支給しました。</p> <p>対象者の相続人に経緯を説明しお詫びするとともに、誤って支給した給付金の返金を依頼します。</p>	

**【給付金の概要】**

原則として、基準日(令和5年12月1日)において、練馬区に住民登録があり、世帯員全員が令和5年度住民税均等割非課税の世帯に7万円の現金を支給するもの。

区で対象と把握している世帯のうち、令和5年夏から支給した3万円の給付金を区から口座振込で受給した世帯に対して、支給のお知らせを送付し、辞退や口座変更がない限り、申請不要(プッシュ型)で支給する。ただし、基準日から辞退届出期限(令和6年1月17日)までに死亡した単身世帯は支給の対象外となる。

**【原因】**

委託事業者が支払い対象者を抽出する際、基準日から辞退届出期限までに死亡した単身世帯は、不支給とするシステム処理を実施する運用になっていた。しかし、システム上不支給とする判定日(辞退届出期限)が令和5年夏の給付金の時から変更されていなかったため、死亡した単身世帯への支払処理がなされた。

返金がされなかった給付金の補填については、今後委託事業者と協議していく。

**【問合せ】**

練馬区 福祉部管理課臨時給付金担当係 電話 03-5984-1256